

# 西尾市産廃跡地周辺水路水質調査結果【平成30年度】

調査項目	環境基準	第1回調査 採水日H30年9月27日			
		排水機場 ①	水路下流 ②	水路上流 ③	水路ブランク ④
水温(°C)	-	23.9	24.1	24.4	25.2
透視度(cm)	-	49	50以上	50以上	50以上
pH	-	7.5	7.5	7.4	7.3
BOD(mg/L)	-	5.0	4.6	4.4	6.1
COD(mg/L)	-	28	27	23	15
SS(mg/L)	-	12	8	10	30
全窒素(mg/L)	-	6.1	6.0	6.0	9.0
全リン(mg/L)	-	1.9	1.8	2.0	4.1
カドミウム(mg/L)	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
鉛(mg/L)	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
六価クロム(mg/L)	0.05以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
ヒ素(mg/L)	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
総水銀(mg/L)	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満

※ 環境基準は、環境基本法第16条に規定する公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する基準値

## 西尾市産廃跡地周辺水路底質土壌調査結果(平成23年度～30年度)

調査項目	単位	調 査 年 度								基準値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.001	0.01
シアン化合物	mg/L	<0.1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
有機燐化合物	mg/L	<0.1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛及びその化合物	mg/L	0.008	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.01	0.05
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.001	0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
水銀及びその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	0.002
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.001	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.002	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	0.004	0.01
1, 4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	0.05
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	12	12	3.3	2.7	12	2.6	8.4	7.6	150

※1 数値前の「<」は定量下限値未満であることを示す。

2 基準値:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚染(水底の底質の汚染含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

3 基準値:底質土壌には基準値が定められていないため、参考に土壌の環境基準を示す。  
「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

4 土壌採取場所:第3工区に隣接した水路(年度ごとに50mほど場所をずらして採取)  
平成30年度については、排水機場付近の水路底質土壌を採取。



西 環 保 第 267 号

平成30年9月13日

三河開発株式会社 取締役社長 伊藤雅典 様

西尾市長 中 村 健

西尾市一色町生田竹生新田地内の産業廃棄物最終処分場跡地における  
立入検査について（依頼）

西尾市一色町生田竹生新田地内の産業廃棄物最終処分場跡地について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項に基づき、西尾市職員及び受託者が産業廃棄物最終処分場跡地である貴社所有地（共有名義地を含む）において立入検査を行なう予定をしています。

立入検査の場所及び内容等につきましては、別添のとおりです。

検査にあたり、貴社所有地（共有名義地を含む）への立ち入りの許可、不許可について、書面にて、平成30年9月26日までに回答していただきますようお願いいたします。

なお、立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、罰則の対象となる可能性があります。

連絡先 西尾市環境部環境保全課産業廃棄物対策室

住 所 西尾市吉良町岡山大岩山65番地

電 話 0563-34-8111

F A X 0563-34-8115



平成 30 年 9 月 20 日

西尾市長 中村 健 殿

三河開発株式会社  
代表取締役 伊藤 雅典

西尾市一色町生田竹生新田地内の三河開発株式会社所有地への立入検査  
について (回答)

生田地区の開発につきましては、大変お世話になっております。

平成 30 年 9 月 13 日付で依頼のありました件につきましては、下記の条件を満たして  
いただくことをもって、同意いたします。

#### 記

- 1 立入検査の目的を明らかにすること。
- 2 立入検査は、弊社社員又は弊社が指名する者の立会いの下に行うこと。なお、検査を行う西尾市職員及び受託者の職・氏名を、立入検査日の 7 日前までに弊社へ書面をもって報告すること。
- 3 試料採取の結果は、速やかに弊社へも報告すること。また、検査結果等の公表を行う場合には、事前に公表内容について弊社の了解を得ること。
- 4 立入検査に伴って生じたトラブル及び事故については、全責任を西尾市が負うこと。

以上





西環保第 331 号

平成30年10月18日

三河開発株式会社 代表取締役 伊藤 雅典 様

西尾市長 中村 健

西尾市一色町生田竹生新田地内の三河開発株式会社所有地への立入検査について（回答）

貴社ご作成平成30年9月20日付け回答書に対して、下記のとおり回答します。

立入検査は、産業廃棄物最終処分場跡地の状態を検査するため、市町村長が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項に基づき実施するものであり、立入対象地の所有者から検査の実施に対して条件を付けることは、同法上予定されていません。

貴社ご作成平成30年9月20日付け回答書記載の条件は、法律上根拠のないものであり、貴社の態度は、市の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者（同法第30条第8号）に該当するものと思われます。

以上の点を踏まえ、立入検査へのご対応をご再考いただきますよう申し添えます。

連絡先 西尾市環境部環境保全課産業廃棄物対策室

住 所 西尾市吉良町岡山大岩山65番地

電 話 0563-34-8111

F A X 0563-34-8115



平成 30 年 11 月 26 日

西尾市長 中村 健 様

三河開発株式会社  
代表取締役 伊藤 雅典

西尾市一色町生田竹生新田地内の当社所有地への立入検査について（回答）

平成 30 年 10 月 18 日付け西環保第 331 号の回答で指摘されました西尾市による立入検査について、西尾市のご担当と弊社で打ち合せた結果、下記に留意して頂き、調査を実施して頂く事になりましたので書面で回答させていただきます。

記

- 1 立入検査は、弊社社員又は弊社が指名する者の立会いをお願いします。なお、検査で立入られる方の職・氏名を事前に教えてください。
- 2 検査結果は、公表する前に弊社に教えてください。

以上





西環保第 444 号

平成30年12月11日

三河開発株式会社 代表取締役 伊藤 雅典 様

西尾市長 中村 健

西尾市一色町生田竹生新田地内の三河開発株式会社所有地への立入検査について（回答）

貴社ご作成、平成30年11月26日付け「西尾市一色町生田竹生新田地内の当社所有地への立入検査について（回答）」と題する書面に対して、次のとおり回答いたします。

記

- 1 立入検査を行う者の職及び氏名の通知は、立入検査の際に身分を示す証明書を携帯することにより、提示いたします。
- 2 貴社の社員又は貴社の指名する者の立会いの有無は立入検査の条件ではないと考えております。
- 3 法令及び行政の公平性の観点から、検査結果を公表する前に貴社へ検査結果を通知することは致しません。

連絡先 西尾市環境部環境保全課産業廃棄物対策室  
住 所 西尾市吉良町岡山大岩山65番地  
電 話 0563-34-8111  
F A X 0563-34-8115

平成 30 年 12 月 18 日

西尾市長 中村 健 様

三河開発株式会社  
代表取締役 伊藤



西尾市一色町生田竹生新田地内の当社所有地への立入検査について（回答）

平成 30 年 12 月 11 日付け西環保第 444 号「西尾市一色町生田竹生新田地内の三河開発株式会社所有地への立入検査について（回答）」について、西尾市のご担当と弊社で打ち合せた結果を回答させていただきます。

記

- ・平成 30 年 12 月 11 日付け西環保第 444 号に記述されていた 1～3 は、全て了承いたしました。

以上





愛知県水質調査結果(竹生排水機場)

調査日	環境基準	H23.6.1	H23.8.25	H24.5.30	H24.11.14	H25.6.19	H25.9.4	H26.6.11	H26.11.13	H27.6.25	H27.11.12	H28.6.22	H28.11.10	H29.7.26	H29.11.15	H30.6.7	H30.10.25
水温(°C)	-	18.5	26.0	25.0	13	27	29	22.2	14.8	27.3	17.6	28.5	14	34.5	18.2	25.0	22.5
透視度(cm)	-	8	23	16	11	19	12	22	11	16	26	14	18	12	15	17	20
pH	-	8.9	7.3	7.8	8.9	7.4	8.2	7.4	8.7	7.6	7.7	7.4	7.5	7.4	7.5	8.0	8.0
BOD(mg/L)	-	17	8	8	15	20	14	8	12	6	3	11	7	11	5	9	5
COD(mg/L)	-	30	17	22	23	22	22	33	32	23	11	24	17	34	16	21	20
SS(mg/L)	-	88	25	35	68	23	36	14	73	24	11	27	22	51	37	51	24
塩化物イオン(mg/L)	-	1100	1200	1300	2600	1300	2700	580	2500	1700	2400	420	1000	250	870	660	1500
カドミウム(mg/L)	0.003以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
鉛(mg/L)	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
六価クロム(mg/L)	0.05以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
ヒ素(mg/L)	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
フッ素(mg/L)	0.8以下	0.19	0.08	0.24	0.25	0.12	0.13	0.09	0.33	0.19	0.15	0.13	0.15	0.08未満	0.25	0.21	0.24
全窒素(mg/L)	-	11	26	16	11	26	14	13	11	23	12	23	22	34	16	4.2	21
全リン(mg/L)	-	3.7	7.5	6.0	4.6	5.8	4.4	4.9	3.8	6.1	5.9	5.7	6	5.9	5.2	3.4	5.4
総水銀(mg/L)	0.0005以下	-	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満

※ 環境基準は、環境基本法第16条に規定する公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する基準値とした。

※ カドミウムの環境基準値は、平成22年3月31日まで「0.01」

愛知県水質調査結果(水路下流)

調査日	環境基準	H23.6.1	H23.8.25	H24.5.30	H24.11.14	H25.6.19	H25.9.4	H26.6.11	H26.11.13	H27.6.25	H27.11.12	H28.6.22	H28.11.10	H29.7.26	H29.11.15	H30.6.7	H30.10.25
水温(°C)	-	18.4	26.5	26.5	15.5	28	30	24.5	14.5	27	18.7	28.2	12.3	32.8	16.5	26.5	22.5
透視度(cm)	-	22	28	14	18	12	11	10	23	13	16	14	11	6	15	10	21
pH	-	7.3	7.1	7.3	7.5	7.2	7.3	7.2	7.9	7.2	7.8	7.2	7.5	7.2	7.4	7.2	7.6
BOD(mg/L)	-	8	5	10	4	14	10	23	7	11	4	6	12	21	3	11	2
COD(mg/L)	-	17	16	28	15	23	25	41	12	37	20	25	20	32	17	34	14
SS(mg/L)	-	30	20	30	15	52	64	120	10	56	58	47	41	180	32	110	27
塩化物イオン(mg/L)	-	1100	770	390	1700	870	570	470	4900	830	4400	340	1700	150	1600	320	2800
カドミウム(mg/L)	0.003以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
鉛(mg/L)	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
六価クロム(mg/L)	0.05以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
ヒ素(mg/L)	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
フッ素(mg/L)	0.8以下	0.29	0.08	0.1	0.25	0.1	0.09	0.18	0.96	0.1	0.44	0.2	0.25	0.16	0.33	0.47	0.35
全窒素(mg/L)	-	23	32	31	25	27	25	30	7.0	55	9.8	34	27	22	22	18	11
全リン(mg/L)	-	5.9	8.4	7.9	7.6	6	6.4	11	2.6	13	4.1	9.1	11	10	7.3	7.3	4.0
総水銀(mg/L)	0.0005以下	-	-	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満

※ 環境基準は、環境基本法第16条に規定する公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する基準値とした。

※ カドミウムは平成22年3月31日まで「0.01」が基準値となっていた。

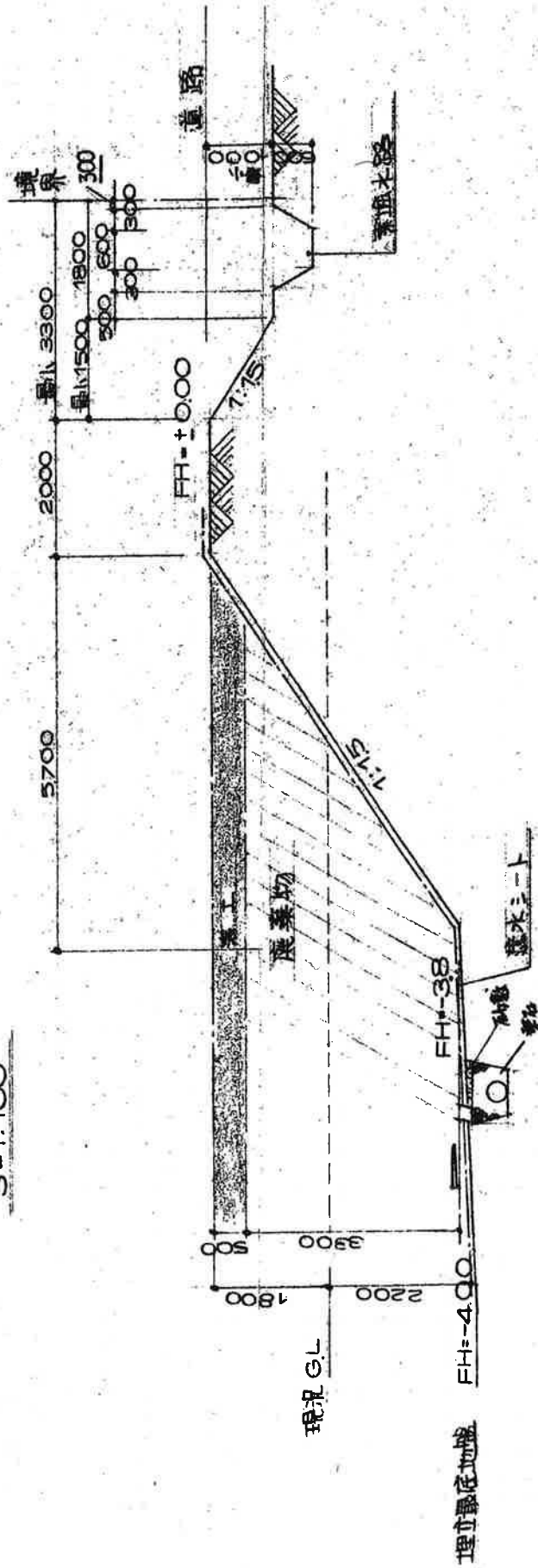
愛知県産廃跡地周辺地下水水質調査結果【平成17年度～24年度】

調査項目	環境基準	H18.2.3	H18.11.30	H19.10.10	H20.10.30	H21.7.1	H22.6.9	H23.6.1	H24.5.30
水温(°C)	-	15	17.5	19	19	21	24	17.1	20.5
透視度(cm)	-	>30	>30	>30	>30	5	13	26	23
pH	-	6.9	6.9	7.0	7.0	6.8	6.9	7.0	6.9
BOD(mg/L)	-	1.0	<1	<1	<1	2	1	<1	<1
COD(mg/L)	-	2	4	2	4	2	1	2	6
SS(mg/L)	-	8	5	5	22	110	7	13	18
塩化物イオン(mg/L)	-	5000	5300	5300	5700	5900	5300	4900	5900
カドミウム(mg/L)	0.003以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛(mg/L)	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム(mg/L)	0.05以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ヒ素(mg/L)	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
全窒素(mg/L)	-	11	11	12	11	24	11	10	11
全リン(mg/L)	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

※ 環境基準値は年間平均値

# 第1・第2工区 断面図

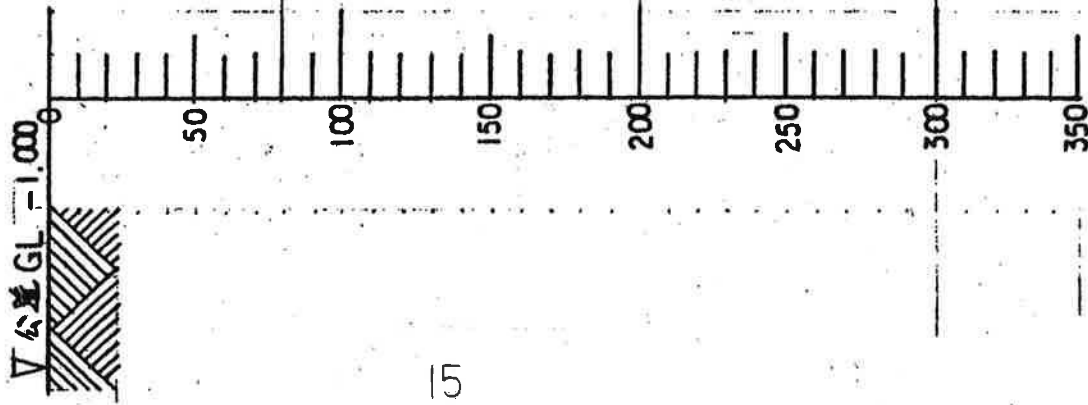
A-A  
 元規標準断面図  
 S=1:100



# 第1、第2工区地質図

現況ニ付ル 地質状況

調査年月日 昭和 59 年 6 月 23 日



- ① 粘土
- ② 砂質
- ③ 粘土
- ④ 砂混りシルト

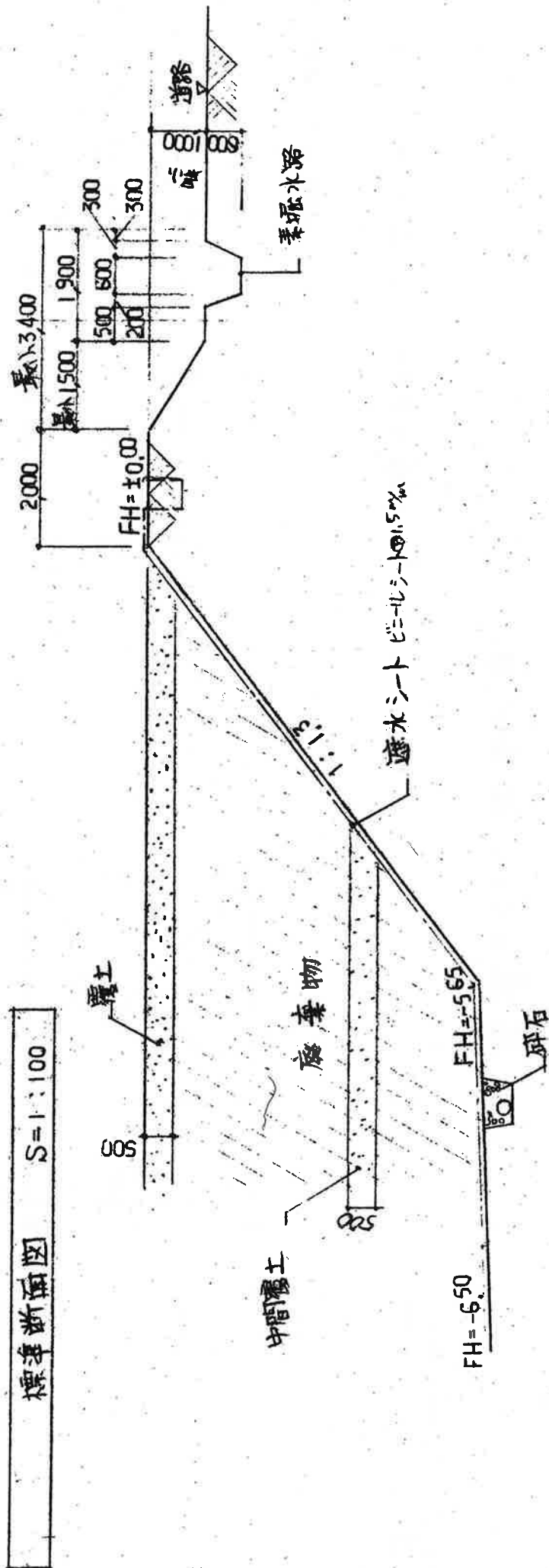
粒径 (mm)	碎屑物
64 以上	礫
64 - 2	
2 - 1/16	砂
1/16 - 1/256	シルト
1/256 以下	粘土
	泥

地下水位ハ公道 GL ヨリ - 3, 200

V 掘下げ部水面 (-4, 000)

V 地下水位

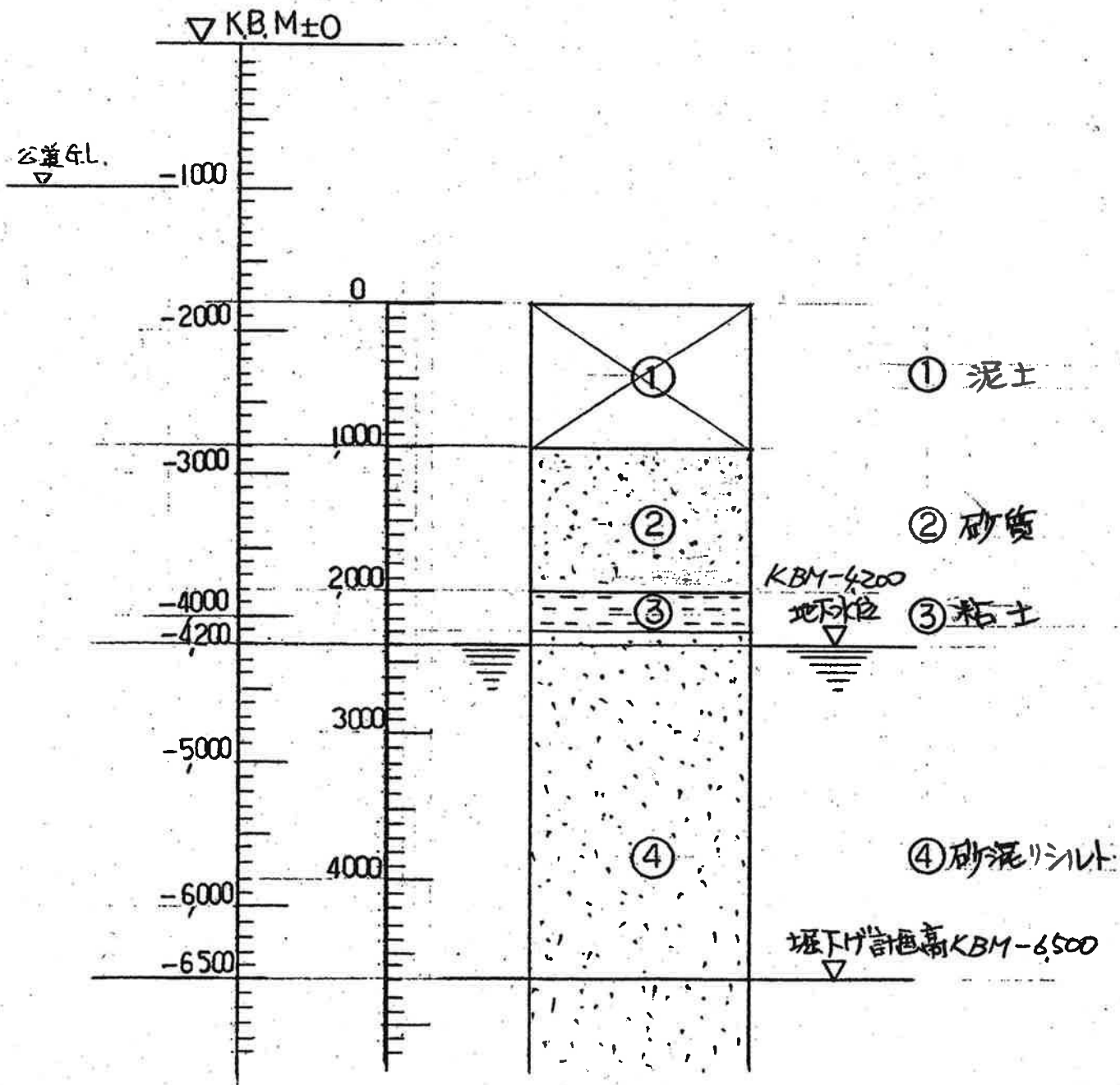
# 第3工区 断面図



# 第3工区地質図

複況 = オケル地質状況図

調査年月日 平成3年10月1日







# 提 案 書

一色地区産廃跡地問題地域会議



書朱子

一色地区産廃跡地問題地域会議は、西尾市一色町生田竹生新田地内において10年以上に亘り、放置された状態が続く産廃跡地の解決手法を取りまとめ、市に対して提案することを目的として組織されました。

会議は、市民や地場産業の代表者、また、弁護士、大学教授などの有識者で構成され、平成26年12月17日に第1回会議を開催し、平成29年7月12日の第5回会議で一応の解決手法案を取りまとめるに至りました。

この間、産廃跡地の現状把握に務め、香川県豊島が実施している廃棄物の“全量運び出し”や福井県敦賀市、また、県内では豊田市が実施した“封じ込め”などの先進地事例における効果や問題点などについて協議を進めるとともに、産業廃棄物行政を所管する愛知県環境部の地域会議への参画要請を実施してきました。

愛知県環境部の地域会議への参画につきましては、最終会議まで理解を得ることができず、今後における産廃

跡地問題の実質的な解決に一抹の不安が残るものでありますが、県の協力が得られないまでも、今回、一色地区産廃跡地問題地域会議としての結論をまとめましたのでここに提案させていただきます。

# 提 案 書

## 1 提案内容

現状における産業廃棄物最終処分場跡地（以下「産廃跡地」という。）につきましては、愛知県が実施する水質調査及び西尾市の底質土壌調査により、これまでに於いて有害物質流出等の異常は確認されていません。また、産廃跡地は、葦やススキなどの植物が繁茂し、一部では“林”となり全般的には原野が形成される状況となっています。更に、隣接する排水路を含め、鳥類、爬虫類などいろいろな生物が確認され、特に葦原では、レッドデータブックにおいて絶滅危惧種とされている鷹科の「チュウヒ」が越冬しています。

地域会議としましては、以上の状況から、産廃跡地が周辺の生活環境や自然環境に対して影響を及ぼしているとは考えられず、この産廃跡地の対応につきましては、当面の間、監視を継続することを提案します。

なお、状況監視や異常時の対応に関しては、以下の条件を付すこととします。

## 2 監視条件

- ① 県及び市が実施する調査については、現状、県が年2回、市が1回、主に水質の調査を行っているが、今後においては、調査の頻度や内容を見直し、適正に実施するための検討を行うこと。
- ② 産廃跡地における、ガス抜き設備については、長年に亘り放置され、現状において機能していると判断できないことから、ガス調査の実施に向けた検討を行うこと。
- ③ 上記①及び②の調査結果について、審査・協議できる組織の立ち上げについて検討を行うこと。

## 3 対応条件

- ① 跡地第3工区の周辺水路のコンクリート擁壁については、崩壊が見られること、また南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることから、第3工区の所有者に対して止水矢板の打設やセメントミルクの

注入などによる地震対策を要請すること。

なお、この要請については、現在、産廃跡地に隣接する場所で新規の産業廃棄物処理施設の建設計画が持ち上がっているが、一色地区産廃跡地問題地域会議は、地震対策等と引き換えに新規産廃処理施設の建設を認めるものではないことを申し添える。

- ② 跡地周辺において、人の生活環境や自然環境に対して異常が確認された場合は、速やかに県と協議し、行政代執行を視野に入れた対応を行うこと。

以上

平成29年8月10日

西尾市長 中村 健 様

一色地区産廃跡地問題地域会議

会長 稲垣 隆



